

特別養護老人ホーム長慶苑 ご利用料金表

2024.8.1

1) 市民税課税世帯の場合(標準負担第4段階の場合)

要介護度	基本サービス費	日常生活継続支援加算 *注1)	看護体制加算(Ⅰ) *注2)	看護体制加算(Ⅱ) *注3)	夜勤配置加算(Ⅲ)口* 注4)	認知症ケア加算(Ⅰ) *注5)	個別機能訓練加算 *注6)	栄養マネジメント強化加算*注7)	介護サービス費合計	31日分の介護サービス費	介護処遇改善加算(Ⅰ) *注8 (14.0%)	31日分介護サービス費合計①	食費	居住費	31日分の食費・居住費②	自己負担(①+②) ③	高額介護サービス費申請後の給付費(-44,000)
要介護1	694	36	4	8	16	3	12	11	784	24,304	3403	27,707	1445	915	73,160	100,867	
要介護2	852								26,412	3698	30,110	73,160			103,270		
要介護3	925								28,675	4015	32,690	73,160			105,850		
要介護4	993								30,783	4310	35,093	73,160			108,253		
要介護5	1,058								32,798	4592	37,390	73,160			110,550		

*一定以上の所得者の自己負担が2割.3割に変更になります

2) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階②の場合)120万円超

(-24,600)

要介護1	694	36	4	8	16	3	12	11	784	24,304	3403	27,707	1360	430	55,490	83,197	3,107
要介護2	852								26,412	3698	30,110	55,490			85,600	5,510	
要介護3	925								28,675	4015	32,690	55,490			88,180	8,090	
要介護4	993								30,783	4310	35,093	55,490			90,583	10,493	
要介護5	1,058								32,798	4592	37,390	55,490			92,880	12,790	

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階①の場合)合計所得80万円超120以下

(-24,600)

要介護1	694	36	4	8	16	3	12	11	784	24,304	3403	27,707	650	430	33,480	61,187	3,107
要介護2	852								26,412	3698	30,110	33,480			63,590	5,510	
要介護3	925								28,675	4015	32,690	33,480			66,170	8,090	
要介護4	993								30,783	4310	35,093	33,480			68,573	10,493	
要介護5	1,058								32,798	4592	37,390	33,480			70,870	12,790	

4) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で2段階の場合)合計所得80万円以下

(-15,000)

要介護1	694	36	4	8	16	3	12	11	784	24,304	3403	27,707	390	430	25,420	53,127	12,707
要介護2	852								26,412	3698	30,110	25,420			55,530	15,110	
要介護3	925								28,675	4015	32,690	25,420			58,110	17,690	
要介護4	993								30,783	4310	35,093	25,420			60,513	20,093	
要介護5	1,058								32,798	4592	37,390	25,420			62,810	22,390	

5) 市民税非課税世帯で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

食費300
居住費0
その他、基本単価、加算は2段階と同じ

高額介護サービス費	自己負担限度額(月額)
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)・現役並み	44,000円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)	24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者か合計所得が80万円以下	15,000円

*注1 入所者のうち要介護4~5の割合が70%以上又は、認知症の入所者の占める割合が65%以上、たんの吸引が必要な利用者が15%以上である事。

*注2 (I)常勤の看護師を1名以上配置している事。

*注3 (II)看護職員を2名以上配置している事。夜間24時間の連絡体制を整備している事。

*注4 夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上上回っている事。夜勤時間を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している事

*注5 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上であること。認知症実践リーダー研修了者を配置し職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること

*注6 専従の機能訓練指導員を配置し、看護・介護職員等と共同して個別機能訓練計画を作成し・実施している事。

*注7 施設に常勤栄養士を1人以上配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上実施。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、問題がある場合は早期に対応。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出(LIFEの活用)。

*注8 職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修実地等・資格や勤務年数に応じた昇給の取り組みの整備・改善後の賃金年額440万以上が1人以上。職場環境の更なる改善、見える化・経験技能ある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること等要件すべて満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に14.0%乗じた単位数)

○生活機能向上連携加算(Ⅱ)(月200単位個別機能訓練加算を暫定している場合は月100単位)→指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供し、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直していること。

○個別機能訓練加算Ⅱ(月20単位)→個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。

○ADL等維持加算(月20単位または月60単位)→一定期間に、入所者のADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します

○褥瘡マネジメント加算(月3単位または13単位)→入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合

○排せつ支援加算(月10単位又は月15単位又は月20単位)→排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

○科学的介護推進体制加算(月40単位)科学的介護推進体制加算Ⅱ(月50単位)→入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合。Ⅱでは、加えて疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出。

○安全対策体制加算(1回20単位)→事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合。

*福祉施設外泊時加算(2泊3日以上の外泊時は1日246円を6日を限度として空床代として加算)

*福祉施設初期加算(30日を超える入院や入所から30日以内について普段以上の見守りが必要という事から1日30円加算)

*看取り介護加算(72単位/日(死亡日31~45日前)144単位/日(死亡日以前4~30日)680単位/日(死亡日の前日・前々日)1280単位/日(死亡日))

*退所前訪問相談援助加算(入所中1~2回限度に460単位を算定) *退所後訪問相談援助加算(退所後30日以内に居宅訪問。1回を限度に460単位を算定)

*退所時相談援助加算400単位(入所者およびその家族に対して退所後の相談援助を行った場合。かつ2週間以内に市町村及び支援センターに情報提供した場合)

*退所前連携加算(居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス提供を行った場合500単位を算定)

*退所時情報提供加算250単位/1回(医療機関へ退所する入所者へ対して、入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合)。

*新興感染症等施設療養費240単位/日(入居者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整などを行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し感染対策を行ったうえで連続する5日を限度として算定する)。

外泊、入院等で苑にいない場合であっても、居室を当該利用者が戻れるように確保している場合、1日915円確保料としていただきます。これは、介護保険とは別に領収するため、外泊加算と一緒に請求します。

食費は個人の収入により異なります。